新宿駅東口地区駐車場地域ルールに係る 審査手数料及び地域まちづくり協力金について

1 審査手数料(申請1件あたり、消費税別)

新宿駅東口地区駐車場地域ルール (平成 25 年新宿区告示第 200 号。以下「地域ルール」という。) の適用を受けようとする申請者 (以下「申請者」という。) は、建物規模及び審査内容によって、以下の審査手数料を一般社団法人新宿駅東口地区駐車場地域ルール運用協議会 (以下「運用協議会」という。) へお支払いいただきます。

建物規模	隔地審查	附置義務台数 低減審査	附置義務台数 低減及び隔地 の同時審査
延べ面積 25,000 ㎡以上	700, 000 円	1, 450, 000 円	1, 750, 000 円
延べ面積 25,000 ㎡未満 6,000 ㎡以上	700, 000 円	1, 050, 000 円	1, 400, 000 円
延べ面積 6,000 ㎡未満	500, 000 円	700, 000 円	900, 000 円

2 地域まちづくり協力金

申請者は、地域ルール 8 (2) で規定する応分の負担(地域まちづくり協力金をいう。)をもって、地域まちづくり貢献策への協力とする場合は、附置義務低減台数 1 台あたり 2,000,000 円を運用協議会へお支払いただきます。